

会 議 録

会 議 の 名 称	第 2 回 行 田 市 資 源 リ サ イ ク ル 審 議 会
開 催 日 時	平 成 2 5 年 1 2 月 1 7 日 (火) 午 後 1 時 3 0 分 ～ 午 後 3 時 1 2 分
開 催 場 所	行 田 市 教 育 文 化 セ ン タ ー み ら い 第 1 学 習 室
出席者（委員） 氏 名	白井裕泰委員（会長） 吉野音次郎委員（副会長） 小林友明委員 梁瀬里司委員 相原香保留委員 鈴木正夫委員 古田和子委員 増野好生委員 武井知英子委員 川崎道賢委員 青木 清委員 以上 1 1 人
欠席者（委員） 氏 名	なし
事 務 局	環 境 課 小 巻 課 長 前 島 主 幹 野 中 主 査 西 山 主 事
会 議 内 容	1 ペットボトルの分別・収集について 2 小型家電の分別・収集について 3 その他
会 議 資 料	・ 行 田 市 資 源 リ サ イ ク ル 審 議 会 会 議 次 第 ・ 資 料 1 ペットボトルの分別・収集について ・ 資 料 2 小 型 家 電 の 分 別 ・ 収 集 に つ い て
そ の 他 必 要 事 項	傍聴人 1 人

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局	1 開会 定刻となりましたので、これより、第2回行田市資源リサイクル審議会を開催いたします。 委員の皆様には、公私ともにご多忙のところ、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、環境課長の小巻でございます。よろしくお願いいたします。 本日は、全ての委員にご出席をいただいております。従いまして、審議会設置条例第6条第3項の規定により、本審議会は成立することを報告させていただきます。 それでは、資料の確認をいたします。 事前に配布いたしました「会議次第」でございます。 「資料1 ペットボトルの分別・収集について」でございます。 「資料2 小型家電の分別・収集について」でございます。 資料の不足等ございましたら、お知らせください。 よろしいでしょうか。 次に、前回の会議を所用のため欠席しております、相原委員をご紹介します。 相原委員におかれましては、行田市自治会女性部連絡会より、ご推薦をいただきました。よろしくお願いいたします。 これより、次第に従い進行させていただきます。 2 あいさつ 白井会長 3 審議 それでは、次第3、議題についての審議でございますが、議長につきましては、本審議会設置条例第6条第2項の規定により、白井会長にお願いいたします。 白井会長、よろしくお願いいたします。
事務局	

議長	それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。 議事進行につきまして、皆様のご協力をお願いいたします。 なお、本審議会は原則公開となっております。 本日の傍聴人について、事務局に確認いたします。本日の傍聴人はございますか。
事務局	傍聴人は１人です。すでに入室していただいています。
議長	それでは、本日の議題の審議に入らせていただきます。 （１）「ペットボトルの分別・収集について」事務局から説明をお願いします。
事務局	【資料１「ペットボトルの分別・収集について」を用いて説明】
議長	「ペットボトルの分別・収集について」の説明がありましたが、何かご意見・ご質問はありますか。 現在、不燃ごみとしているプラスチック類を可燃ごみに区分すると、具体的にはどういうことになるのですか。
事務局	現在、不燃ごみとして区分しているごみの種類は、プラスチック、ペットボトル、ビニール、金属等があります。このうちプラスチック、ペットボトル、ビニールを可燃ごみに区分すると、不燃ごみとしての収集が金属類だけになり、量が少なくなることから、不燃ごみの収集回数を週２回から週１回に減らすことができるのではないかと思います。 なお、ごみの区分の変更につきましては、４月から３市で本格的な検討を行うこととなりますので、決定したものではありません。
委員	３市でごみ焼却施設を造るということだが、収集等に関する３市のベクトルは合っているのですか。
事務局	来年４月から、３市でゴミの区分について、本格的に摺り合わせを

	行うことになります。
委員	ごみ焼却施設から発生する熱の有効活用を考えているのですか。
事務局	ごみ焼却施設に付帯する設備として、焼却熱を活用した発電設備の設置を検討いたします。また、発電した電力は、施設利用と東京電力へ売電することが考えられます。
議長	ごみ処理の広域化では、必ずしもプラスチック類を焼却する方向で決まったわけではありません。審議会では、ペットボトルを資源物として収集するのか。しないのか。その方向性をどのように定めるかではないでしょうか。 問題は、収集回数、収集処理コスト、広域化による３市の調整があります。これらを踏まえたうえでのご意見を伺いたいと思います。
委員	４月から、３市でごみ処理の広域化についての具体的な検討が始まるということですが、広域化でのごみ処理の方向性が示されなければ、自治連も衛生協力会も対応することができません。
議長	ごみ処理広域化による焼却炉の機種選定、収集等のごみ処理の方針が整うのはいつごろになるのでしょうか。
事務局	現在、彩北広域清掃組合に北本市を加入させ、新たに本市と鴻巣市、北本市が構成市となる一部事務組合の設立を進めているところです。 ４月以降、同組合が事業主体となり、ごみの区分などのごみ処理に係る具体的な検討が始まります。 本市でも、今回の広域化にあわせ、収集体制等について検討する必要があると考えています。 ３市で、３年後までには、ごみの区分について調整を済ませ、次に、４年程度をかけて環境アセスメント調査などを実施し、その後、施設建設期間を３年程度としており、今から１０年後の施設稼働を目指しています。

	なお、現在の焼却施設である小針クリーンセンターは、昭和５９年に設置し２９年が経過していることから老朽化しています。
議長	現在、ペットボトルの資源化について、広域化する鴻巣市と北本市が実施していますが、行田市は実施していません。今後、行田市としてはどのような協議を行うのでしょうか。
事務局	本市においてもペットボトルを資源化するために分別・収集したいという考えがあります。今後のごみ処理広域化の協議の中では、ペットボトルを資源化する方向で検討していきたいと考えています。
議長	だとすれば、ある程度の方向性が出ていると思うが、委員の皆さんはどの様に考えますか。
委員	今回の答申は、４月以降の広域化に向けた土台づくりとして、市の方向性を示すべきだと思います。市としての方針に審議会の意見を集約した答申としてまとめて行けばよいと思います。
委員	ペットボトルの資源化だけで、その他の物については検討しないのでしょうか。
事務局	トレイの資源化については、洗浄など搬出時の課題が多いことから、今回はペットボトルの資源化について検討していただくこととしています。
委員	この審議会は、７・８年後をにらんでの議論をするのか、それとも、現在の市の収集方法等などを議論するものなののでしょうか。
事務局	３年後までには、３市でごみの取り扱いについて調整を済ませることになりますので、分別・収集の実施については４、５年後が目安になると思います。

議長	前回の答申では、「プラスチック製容器包装を燃やせないごみとして処理しているが、リサイクルによる資源の再利用、二酸化炭素排出量低減による地球温暖化防止を推進するため、資源化を推進すべきである。」としています。 今回の答申については、資源化の推進は大前提であると思うが、同じ推進にとどめておくのか、他市に合わせて資源化すべきとするのか。 また、分別収集を実施するには4千万円の費用がかかるが、これを無視して良いのかということもあると思います。4千万円という費用を軽減する方法があるのか。4千万円という費用は小さくないと思います。 委員の皆さんはどの様に考えますか。
委員	ペットボトルの収集処理の見積書については、収集箇所数、収集回数、圧縮梱包をどうするか、国内リサイクルにするか国外リサイクルにするか、収集のみとするかによって、当然、金額が異なります。
事務局	ペットボトルの収集費用の見積内容は、ビン・カンの資源物集積所約250箇所を利用した月2回の収集で、市民に分別していただき、国内でリサイクルすることとして見積書を徴収しています。 当然、収集費用は、収集場所の数、収集回数、国内のリサイクル業者に卸す場合と国外のリサイクル業者に卸す場合など、ケースによって異なります。 なお、可燃ごみ・不燃ごみの集積所を利用してペットボトルを収集することは、現在の可燃ごみ週4回または3回、不燃ゴミ週2回の収集体制の中では難しいと考えます。
委員	収集処理費用の4千万円は、行田市にとっては大きい金額です。納税者の立場から言えば簡単には考えられません。 例えば、スーパーにある回収ボックスの運搬費用等は自社で負担しているのでしょうか。

事務局	大手スーパーには、自社のリサクル施設があり、その施設までの運搬は、ペットボトルなどだけのためだけではありません。スーパーへの商品配送を済ませた後、その帰りにペットボトルなどを積見込み、リサイクル施設まで運搬することにより、収集運搬費用を削減しています。
委員	4月以降、3市で広域化のごみの区分やごみ処理に係る具体的な検討が始まるのであれば、答申としては、「推進すべき」にとどめておいても良いと思います。
委員	学校では、ペットボトルの分別収集について、かなり前から教科書に取り上げられていいいます。費用面での課題があるのはわかりませんがリサイクルするべきだと思います。 行田市は、可燃ごみを週4回収集していますが、私が知っている市では週2回です。可燃ごみの収集費用を現在の週4回から週2回にして、その分をペットボトルの収集費用に充てることができれば、費用面での課題が解決できるのではないのでしょうか。
委員	今まで聞いていると、ペットボトルを資源化する方向で進んでいるが、4千万円というお金はかけたくない。そうであれば、市と業者で検討し、市からの要望や業者からの提案などにより、いかに金額を抑えるかということを考えなければ前に進まないと思います。
議長	〇〇委員の発言にあった可燃ごみの収集体制の変更は、収集費用について考えたときには有効な手段であると思いますが、今回の審議会では決められるものではありません。今回の答申では、「ペットボトルを資源化するために分別・収集を推進する。」から一歩進んで、皆さんからの意見のいろいろな要素や手段を含めて推進するという方向で考えてみてはいかがでしょうか。
委員	「推進する。」は前向きであるが、いつまでも推進ではいけないと思います。広域化する鴻巣市と北本市がペットボトルを収集して資源

	化を実施しているのならば、行田市も「実施すべきである。」ともう一步踏み込んでみたらいかがでしょうか。 先程、〇〇委員から、可燃ごみの収集回数を減らせば費用が出せるのではとあったように、いろいろ知恵を出し合って費用の削減を考えれば良いのではないのでしょうか。 市だけに任せるのではなく、市民自体が何かを考えてどういう方法があるのか、実施するにはどうしたら良いかを定めるべきではないでしょうか。
議長	次回の審議会までには、「ペットボトルを資源化するために分別・収集を推進すべきだ。」とした際の問題点を整理しておいてください。
委員	収集費用が４千万円かかるということですが、いくつか収集体系を想定して、１回収集回数を減らせば、費用がいくらになるといった資料があれば方向性が見出せる。そういった資料を用意していただけないでしょうか。 是非、ペットボトルの資源化に向けてやってもらいたいと思います。
事務局	次回審議会までには資料を提出いたします。
議長	他に何かありますか。 (特になし)
議長	それでは、次に、議題の(２)「小型家電の分別・収集について」事務局から説明をお願いします。
事務局	【資料２「小型家電の分別・収集について」を用いて説明】
議長	「小型家電の分別・収集について」の説明がありましたが、ご意見・ご質問はありますか。

委員	小型家電を粗大ごみと一緒に収集するには、粗大ごみ集積所に収集業者が来るまでの保管に問題があります。粗大ごみ集積所の鍵の設置は難しいと思います。
事務局	粗大ごみ収集場所に鍵を設置することをお願いすることは考えていません。 ただし、個人情報の漏洩が心配されるパソコンや携帯電話については、施錠することのできる環境課または粗大ごみ処理場へ直接持ち込んでいただくことを推奨したいと考えています。
委員	小型家電にはレアメタルが使用されているので、指定日に出しても盗難の心配があります。
事務局	これまでに、ビン、カン、雑誌などの資源物の持ち去りがありました。小型家電にはレアメタルが含まれる物もあり、1キログラム当たり5円で業者に売り渡しますので、資源物となります。持ち去りがあった場合には、有価物の盗難として警察と連携して対応することになります。 また、持ち去り行為を防止する目的として、条例を制定することも検討したいと考えています。
委員	粗大ごみ集積所は、市内に約220箇所あり、役員がその管理・運営を行っていますが大変苦慮しています。そこに、小型家電の収集が加わることは、役員の負担がさらに大きくなります。あまり負担がかからない方法を考えてほしいと思います。
委員	粗大ごみの収集でさえ大変なのに、そこに小型家電の収集を加えることは問題だと思います。また、環境課、粗大ごみ処理場への直接搬入は、市民にとってさらなる負担となります。
事務局	小型家電につきましては、粗大ごみの収集日に出していただき、収集した物を粗大ごみ処理場でピックアップ（選別）しますので、市民

	に新たな負担がかかるものではないと考えています。 また、環境課、粗大ごみ処理場への直接搬入の推奨を考えているのは、個人情報の漏洩の危険性があるパソコンと携帯電話です。 現在、パソコンについては、リサイクル法の対象品でありますので、本市としては廃棄物としての収集はしていません。使用者個人がパソコンメーカーに回収を申し込んでいただくか、家電量販店にて持ち込んで処分している状況です。 今回、本市において、パソコン、携帯電話の収集を開始するという事は、市民にとって処分方法の選択肢が増えるということになります。
委員	小型家電は、一地区でどれくらいの量になるのでしょうか。 私どもの地区では30分という時間を決めて役員が廃油を回収して粗大ごみ処理場に持っていつているので、そのときに小型家電と一緒に回収すれば合理的であると思います。 また、盗難の被害がありますので、それを避けるためには役員がいるときとか、お祭りのときに集めれば盗難の心配がなくなると思います。粗大ごみの時は後片付けに行きますが、業者が収集に来るまでずっと居るわけではない。盗難のことを考えると何かと一緒にの方が良いと思います。
事務局	小型家電の回収推定量は、1回の収集日当たり、市全体で3トン、トラック3台分、地区単位では、10キロくらいだと考えています。 廃油の回収時やお祭りの時を利用した収集につきましては、地区によって事情が異なりますので、市全体としてとらえると粗大ごみと一緒に収集する方式が、市民にとって負担が少ないと考えています。 現在、粗大ごみの収集は月1回、224箇所の収集を行なっています。その集積所に小型家電を出していただき収集いたします。今までと同じ収集形態ですので、市民の負担は少ないと考えています。
議長	粗大ごみ集積所を利用するには、鍵を掛けるということが前提となるのでしょうか。

事務局	粗大ごみ集積所の多くは、鍵をかけられるところはありません。 粗大ごみ集積所に鍵を掛ける事をお願いすることは考えていません。
議長	なるべくなら鍵を掛けることが良いが、そうするには地区の方の負担が増えてしまい鍵をつけることは難しいということですね。
委員	粗大ごみ集積所は鍵を掛けるような所はありません。粗大ごみは大きな物が数多くあり、広々としたところに置いています。盗難は事実としてあるが、仕方のないところもあります。また、監視することはたいへんな負担となります。
議長	粗大ごみ集積所の鍵の設置については、地区によっては鍵を掛けることが難しいところもありますので、必ずやってくださいといっているわけではありません。 粗大ごみと一緒に収集するということですが、小型家電を別に分けて出していただくやり方もあると思いますがいかがでしょうか。
委員	粗大ごみ集積所には鍵を付けられないが、可燃・不燃ごみの集積所に鍵をしてコーナーを設けるか、有害ゴミと一緒に収集するのであれば鍵を付けることができるのではないのでしょうか。
事務局	可燃・不燃ごみの集積所、有害ゴミ集積所は、地区によって小さい所もあります。また、鍵を付けられないところも数多くあります。 粗大ごみ集積所は、ある程度の広さがありますので粗大ごみとして出していただいても対応できます。また、一角に小型家電を置いていただくこともできると思います。 粗大ごみ集積所へ朝 8 時 3 0 分までにお出しいただければ、収集して粗大ごみ処理場で小型家電を拾い出しますので、市民の方の負担は少ないと考えています。 ただし、パソコンや携帯電話はハードディスクを破壊しても気になる方もいらっしゃると思いますので、環境課、または粗大ごみ処理場

	へ持ち込んでいただければ鍵も掛かりますので安心していただけると考えています。
委員	粗大ごみ集積所に鍵を付けることは考えなくても良いと思います。そのかわり、個人情報漏洩しては困るパソコンや携帯電話については、環境課か粗大ごみ処理場に直接持って行ってもらおう。 一番大事なことは、わかりやすい周知を行うことです。来年の４月に始めるならば、周知をしっかりとってほしいと思います。
委員	私も周知をしっかりとってもらわないと困ると思います。
委員	暗いうちから待っていて、粗大ごみの中に良いものがあったら持ち帰るということがあります。粗大ごみは、ごみであるから持ち去っても罪にならないと思いますが、小型家電は、ごみではないので持っていかれた場合はどうするのでしょうか。
委員	持ち去り禁止の看板等を設置して、注意喚起するという対策を講じる必要があります。
事務局	ごみについては、被害届を出せないが、小型家電については有価物に当たるので警察に被害届を出すことにより、取締りの対象となります。
委員	１キログラム当たり５円の売払い収入については、ビンやカンなどの資源物と同じように地区の衛生協力会に入るのでしょうか。
事務局	小型家電の売払い収入については、市に繰り入れさせていただく予定です。粗大ごみ処理場でのピックアップ（選別）作業の人件費として１人が必要になりますので、その費用の一部に充てさせていただきたいと考えています。 国の方針では、レアメタルを回収するために、市町村に小型家電の収集体制を整備することとしています。ただし、収集の方法について

	は、市町村の状況に応じて行なうこととしています。 本市では、小型家電の収集日を単独に設けて収集するには、相当な費用がかかってしまうので、なるべく費用のかからない方式として、粗大ごみの収集と併せた収集とし、粗大ごみ処理場でピックアップ（選別）することを考えています。 もうひとつの方法として、パソコン、携帯電話などの個人情報の漏洩が心配される物につきましては、鍵を掛けて保管できる環境課と粗大ごみ処理場に直接持って来ていただくものです。 いずれにいたしましても、市民への周知については特に重要であると考えております。
議長	他に何かございますか。 （特になし）
議長	それでは、議題の（３）「その他」について、事務局からお願いします。
事務局	第３回審議会の開催でございますが、２月１７日（月）午後１時３０分を予定しています。会場につきましては、開催通知でご確認いただきたいと存じます。議題につきましては、「答申書（案）について」でございます。
議長	ただいま、事務局より、第３回審議会の開催日程について説明がありましたが、皆さんよろしく願いいたします。 （委員全員が了承）
議長	答申書（案）の内容については、皆さんの承認をいただけるものならば、これまでの会議録に記載されているご意見を主体に、吉野副会長と私とで相談の上、まとめさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

議長	(委員全員が了承) それでは、答申書(案)については、吉野副会長と相談の上、作成させていただきます。 委員の皆さんから、何かございますか。 (特になし)
議長	以上をもちまして、議題の全てが終了いたしました。 傍聴人は、ご退席願います。 委員の皆様には、議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。 これをもちまして、議長の職を解かせていただきます。
事務局	4 閉会 委員の皆様におかれましては、慎重・審議をいただき、誠にありがとうございました。 本日は、これをもちまして、全日程を終了いたしましたので、閉会といたします。